２　第一項第一号及び第三号の規定は、スマホソフトウェア競争促進法第四十二条において準用する法第五十二条第一項に規定する公正取引委員会規則で定めるものについて準用する。この場合において、第一項第一号中「法第四十七条第一項第三号」とあるのは「スマホソフトウェア競争促進法第十六条第一項第三号」と、同項第三号中「法第四十七条第一項第一号」とあるのは「スマホソフトウェア競争促進法第十六条第一項第一号」と、「公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）第十一条第一項」とあるのは「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則（令和六年公正取引委員会規則第五号）第四十一条第一項」と、「第十三条第一項」とあるのは「第四十三条第一項」とそれぞれ読み替えるものとする。

３　前条の規定は、法第五十二条第一項及び第二項の謄写について準用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行の日（令和七年十二月十八日）から施行する。

［項を加える。］

その他告示

○国土交通省告示第八百二十一号

中部国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　中部国際空港株式会社　愛知県常滑市セントレア一丁目一番地

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　中部国際空港飛行場灯火

三　航空灯火の位置及び所在地　中部国際空港内　愛知県常滑市

四　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
誘導路中心線灯	発光ダイオード、航空緑、航空黄の不動光	航空緑二百カンデラ、航空黄二百カンデラ	誘導路中心線上並びに滑走路及びエプロンへの出入経路上
（略）			

変更前

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
誘導路中心線灯	白熱電灯、航空緑、航空黄の不動光	航空緑二百カンデラ、航空黄二百カンデラ	誘導路中心線上並びに滑走路及びエプロンへの出入経路上
（略）			

附　則

この告示は、令和七年八月二十一日から施行する。